

## 議 事 日 程 第 5 号

令和2年9月9日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 議第74号 事業用定期借地権設定契約に基づく権利の放棄及び和解について

日程第3 議第75号 市有財産（新庁舎執務室用事務机一式）の取得について

日程第4 議第76号 市有財産（米沢市立小中学校情報端末）の取得について

日程第5 議第77号 令和2年度米沢市一般会計補正予算（第9号）

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程第5号と同じ

---

### 出欠議員氏名

出席議員（23名）

1番	小久保	広信	議員	2番	影澤	政夫	議員
3番	我妻	徳雄	議員	4番	太田	克典	議員
5番	山田	富佐子	議員	6番	佐藤	弘司	議員
8番	高橋	英夫	議員	9番	山村	明	議員
10番	堤	郁雄	議員	11番	関谷	幸子	議員
12番	遠藤	正人	議員	13番	島軒	純一	議員
14番	工藤	正雄	議員	15番	齋藤	千恵子	議員
16番	成澤	和音	議員	17番	中村	圭介	議員
18番	鳥海	隆太	議員	19番	古山	悠生	議員
20番	井上	由紀雄	議員	21番	小島	一	議員
22番	島貫	宏幸	議員	23番	木村	芳浩	議員
24番	相田	克平	議員				

欠席議員（1名）

7番 高 橋 壽 議員

---

出席要求による出席者職氏名

市 長	中 川 勝	副 市 長	大河原 真 樹
総 務 部 長	後 藤 利 明	企画調整部長	遠 藤 直 樹
市民環境部長	森 谷 幸 彦	健康福祉部長	安 部 道 夫
産 業 部 長	菅 野 紀 生	建 設 部 長	星 野 博 之
会 計 管 理 者	小 関 浩	上下水道部長	高 野 正 雄
病院事業管理者	渡 邊 孝 男	市 立 病 院 事 務 局 長	渡 辺 勅 孝
総 務 課 長	高 橋 貞 義	財 政 課 長	土 田 淳
総合政策課長	安 部 晃 市	教 育 長	土 屋 宏
教育管理部長	渡 部 洋 己	教育指導部長	今 崎 浩 規
選挙管理委員会 委 員 長	小 林 栄	選挙管理委員会 事 務 局 長	吉 田 真 一
代表監査委員	森 谷 和 博	監 査 委 員 会 事 務 局 長	片 桐 茂
農業委員会会長	伊 藤 精 司	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宍 戸 徹 朗

---

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	三 原 幸 夫	事 務 局 次 長	細 谷 晃
庶 務 係 長	澁 江 嘉 恵	議事調査係長	渡 部 真 也
主 任	藤 崎 優 一	主 事	齋 藤 拓 也

---

午前 9時59分 開 議

- 鳥海隆太議長 おはようございます。  
ただいまの出席議員23名であります。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議は議事日程第5号により進めます。

.....

### 日程第1 一般質問

- 鳥海隆太議長 日程第1、一般質問を行います。  
順次発言を許可いたします。  
一つ、本市の一方通行規制について外2点、14番工藤正雄議員。

〔14番工藤正雄議員登壇〕（拍手）

- 14番（工藤正雄議員） おはようございます。  
9月定例会一般質問、最終日となりました。本日は私たった1人で、皆様方に大変御迷惑をかけているような感じで、恐縮いたしております。この一般質問を早いうちに済ませるか、後からするのがよいか分かりませんが、自分で決められることではありませんので、このような状況下での一般質問を僭越ではございますが大変光栄に感じております。頑張りますので、当局の皆様も思いやりのある答弁をよろしく願いいたします。  
私は3つの大項目で質問しますが、市長はじめ直接に関連のない所管の行政当局におかれましても、本市の問題点を改善し、市民の方が安全、安心に住めるまちづくりを目指すものですから、一緒に考えていただきたいと思います。  
最初の大項目は、本市の一方通行規制についてです。  
本市の一方通行には、高速道路の側道や細道の短い区間の一方通行、また時間帯制限によるスクールゾーンがあります。ほかにも本市の方なら誰でも分かっておられる中心市街地の一方通行と通町の一方通行があります。この2か所の一方通

行を取り上げ、利便性、安全性の増進を図ることについて質問し、当局の考えをお聞きしたいと思います。

小項目1の中心市街地の一方通行規制を解除できないかですが、平成28年9月定例会で相田克平議員が平和通りの一方通行規制解除の実現について一般質問されて、当時の杉浦建設部長が一方通行規制の目的と経過や規制解除の課題について答弁されております。答弁では、一方通行など規制に関することは交通管理者である山形県警察になり、最終的な判断は山形県公安委員会の所管事項となるが、所轄の米沢警察署とやり取りをしてこられたこと、一方通行を解除するには道路構造上の諸課題を解決していく必要があり、道路幅員の確保、バス路線の中の自転車・歩行者の安全確保、タクシーベイ、バスベイの取扱い、路上駐車対策、積雪による道路幅員確保等、具体的な課題を挙げております。また、市道まちの広場線が交互通行で開通したことや、新文化複合施設も立地したので、交通量など道路環境の変化を分析しながら、現状の道路構造を大きく改造しないで、実現性について今後とも警察当局と協議を続けてまいりたいと答えておられます。

米沢市中心市街地活性化計画により、市街地の人、物のにぎわいが期待されていましたが、社会現象の少子高齢化、人口減少の影響によるものか、中心市街地活性化が計画どおりの進行とは見受けられません。にぎわいのあるまちづくりの具現化には、様々な要因が必要と思います。交通環境整備も一つに考えられます。中心市街地活性化には、多くの人々が利用しやすい状況に、不便を便利に改善してこそ人・物が集まるのではないのでしょうか。

中心地にあった米沢唯一のデパートがなくなり、ナセBAの東側道路隣接の建物は解体され、現在は広い更地になっています。現状を克服し、活性化につながる対応策が必要です。

年々変化し、4年前に答弁されたときの状況と

大分変わってきています。警察の交通規制制度も緩和性を重視する風潮になっています。このような中、当局はどのように考えているのかお伺いします。

次の質問に移ります。

一方通行の小項目2つ目、既存一方通行区間に道路標識・標示を拡充し、安全の増進を図ってはどうかです。

既存区間というのは、通町の一方通行道路です。この道路は古くからあり、今はほとんど見受けられなくなりましたが、道を挟み両側にかやぶき屋根の古民家が立ち並ぶ狭い道路でした。今は状況が変わり、2本の並行した道路が一方通行を形成しています。それぞれ南進道路と北進道路に分かれ、一方通行の規制により、狭い道路が有効に活用されていると思います。また、南進と北進道路の一方通行区間の延長が約3,000メートルです。それに交差する十字路、丁字路に接続する脇道が30か所あります。

一方通行道路の安全を保持するには、制限速度の遵守、脇道から進入する際の安全確認等ですが、狭い道幅での通行違反車両は正面衝突の重大事故を起こす危険性があり、逆行車両の進入を未然に防止しなくてはなりません。規制が設定された当初から現在まで、一方通行の標識があるにもかかわらず違反者の発生が続いています。地元民でない地域に不慣れなドライバーが、一方通行の標識を見落とし、反対方向に進入し、走行することはあってはならないことです。警察の違反者取締りだけで解決できる問題ではありません。

政府統計の道路交通法違反の取締り状況によれば、一方通行の道路を反対方向に走る通行禁止違反は交通違反の11.7%を占めているとあります。交通安全を目的に、徹底した防止策が必要です。

通町区間において、逆行車両になる原因として、一方通行道路に交差する十字路、丁字路の脇道からの進入が考えられます。そこで、さきに述べた

30か所の交差点の道路標識、標示を見落とすことがなく、誰でも気づきやすいように現在以上に拡充すれば、通行違反の逆行車両減少の安全対策が図れると思いますが、この方策について当局はどう考えられるかお伺いします。

次の質問に移ります。

大項目2の地域公共交通計画策定と各種計画の整合性についてです。

小項目の1つ目は、各種計画間の整合性と進捗状況はどうなっているかをお聞きします。

本市の米沢市まちづくり総合計画で、基本計画の施策の「利便性の高い道路・交通網の整備」に、現状と課題として「バス事業者への運行費の補助や市民バスの運行を行っていますが、より利便性を高めるため、既存の運行経路の検討やバス路線のない地域におけるデマンド型交通の導入等、地域の実情に合わせた公共交通の推進が求められています」とあり、施策の目指す姿には「公共交通機関を充実させ、誰もが移動しやすい多様な交通基盤の整備を推進します」と挙げております。

施策を具現化するため、米沢市まちづくり総合計画第3期実施計画に令和2年度から令和4年度まで3年間の事業概要が描かれています。

国の都市再生特別措置法に基づき米沢市立地適正化計画を策定しますとしています。立地適正化計画(案)では、コンパクト・プラス・ネットワークの考えで、居住と居住に関わる医療施設、福祉、商業等の生活利便施設がまとまって立地するよう、長い期間をかけながら誘導を図り、公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを推進するものと計画制度の役割を載せています。

第3期実施計画の施策に地域公共交通網形成計画策定事業が新たに加わり、利便性の高い道路交通網の整備として、令和2年から令和4年3月までに策定を行っていく予定になっています。

最上位の米沢市まちづくり総合計画から現在策定中の地域公共交通計画まで、公共交通機関の充実と利便性の向上により、誰もが移動しやすい

多様な交通基盤整備の推進を目標としています  
が、各種計画間の整合性とそれぞれにおいての進  
捗状況をお伺いします。

次の小項目2の公共交通利用者の要望は反映  
されているのかの質問に移ります。

昨年6月定例会で、今回と同様なこと、地域公  
共交通政策について、交通機関、利用者、利便性  
等を取り上げて一般質問をしました。一つ一つに  
丁寧な答弁をいただいておりますが、最終的には  
昨年度は準備期間中で、今年度と来年度の2年間  
に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律  
に基づく地域公共交通網形成計画を策定する  
ということでした。

本市では、地域の市民生活の足を確保する観点  
から、民間バス路線を引き継ぎ、廃止代替路線と  
して平成9年度から市民バスの運行を開始、平成  
13年度から市街地循環路線右回り・左回りを運行、  
平成26年度以降に山上と田沢地区において民間  
バスからデマンドタクシーに移行しております。

高齢者の買物、通院、日常の移動手段や学生、  
交通弱者等の公共交通対応は喫緊の課題だと思  
いますが、公共交通利用者の要望は計画にどのよ  
うに反映させていくのか、当局の考えをお伺い  
します。

大項目2の3つ目の質問は、自治会運営による  
補助事業を計画に登載し、支援ができないかです。

本市は、公共交通の将来像として、少子高齢化  
に伴う市の財政状況を踏まえながら、地域自らが  
考え、利用促進につなげていくことの必要、それ  
と費用対効果の視点等の3点を考え、課題に対応  
し、取り組んでいます。しかし、長い間、負のス  
パイラルに陥っている現状の中から抜け出せない  
でいます。

高齢化率が高まる自治会の中には、高齢者が運  
転免許証を返納し、不便になった外出時の移動手  
段に対して、車代の一部を出し、生活の活動支援  
をしている自治会が見られます。地域の高齢化が  
進む情勢に、自治会の運営として行政からの対応

を待ってられなくなり、独自で事業を始めたの  
だと思います。公共交通の課題に対し、地域自ら  
の考えで取り組むことは市民の意識向上につな  
がるもので、米沢市が目指す将来像の一つに関わ  
っていると思います。このようなことは、高齢化  
率の上昇とともに自治会の事業活動として増え  
ていくものだと考えます。

地域公共交通計画の策定において、地域に関心  
を持っていただき、地域との連携、協働による公  
共交通機関づくりを目指すために、自治会独自の  
公共交通事業活動に対し支援ができるような施  
策を計画に登載して、市民の関心を高めてはど  
うかと考えますが、このことに対し当局の考えを  
お伺いします。

最後の大項目、有害鳥獣対策についての(1)  
被害事例への対応はの質問に移ります。

有害鳥獣の対策は、集落の人口減少変化や気候  
の温暖化による自然環境の変化、それによりそこ  
に生息する生物体系の変化があり、それに合った  
タイムリーな対策が求められています。

平成19年度は猿害対策事業として217万円が予  
算書に計上され、平成23年度は有害鳥獣対策事業  
として379万円が計上されています。その頃より、  
山上地区に在住するドッグハンドラーの協力で、  
モンキードッグによる畑に下りてきた猿を山へ  
追い払う方法が本市の中山間地で始まりました。  
それまで猿害の対策は、猟友会が銃砲かわなによ  
り猿の個体捕獲をしていましたが、捕獲された猿  
群の組織体系が崩れ、分裂し、群れ数が増える  
とも言われました。その頃と今とでは有害鳥獣の種  
類も増え、被害の内容や被害額も違っていると思  
います。

今年は、全国的に熊やイノシシによる被害が発  
生し、本市でも熊による人身被害や、熊が人家の  
中まで入り食物を食い荒らしていたり、イノシ  
シに農作物を荒らされたり、田や畑地が掘り起  
こされるなど、被害を受けています。物理的損害  
だけではなく、手をかけて生育した作物の収穫期に

被害に遭えば、気持ちの落胆は計り知れないものと思います。

これまでに被害内容もいろいろあり、それに合った防止策が施されていると思いますが、様々な被害事例に対し当局はどのような対応をされているのか、お伺いします。

次に、最後の質問に移ります。(2)被害を減少させるための安全対策を拡充すべきでないかです。

先月、山上地区で熊が住宅内の物置に外からアルミサッシの引き戸を壊し中に入り、食物を食い荒らされた方のお宅に行って、お話をお聞きしました。山際の住宅で、周辺にも同じ状況下の住宅が点在して、たまたまその中の1軒として被害に遭われたのだと思いました。お伺いしたのは被害に遭った数日後で、そのときは壊されたアルミサッシ戸は復旧され、その外に厚い雪囲い用の落とし板を取り付けていました。また、住宅の山側は電気柵が張られていました。その後、夜に何度か熊の気配を感じられたそうですが、電気柵のせい住宅には近づいてこなかったと言っておられました。

今回、熊の被害に遭われた方が、壊されたところの復旧工事を依頼し、御自身で身の安全確保の対応をされました。このような状況を当局はどのように考えておられますか。お伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

[星野博之建設部長登壇]

○星野博之建設部長 私からは、1の本市の一方通行規制についてのうち、(1)の中心市街地の一方通行規制を解除できないかについてお答えします。

中心市街地の平和通り、延長約320メートルにつきましては、現況の道路形態を勘案し、交通事故防止対策のため、車両の一方通行と自転車専用通行帯による交通規制が並行して行われている区間となっております。これまでも市議会や地

元をはじめ多方面から平和通りの一方通行規制解除を求める提案や要望をいただいております。中心市街地活性化の観点からも大きな課題であると捉えているところでございます。

また、交通規制につきましては、一方通行など規制に関することは交通管理者である山形県警察本部となりまして、最終的な判断は山形県公安委員会の所管事項となりますが、現道における一方通行解除の課題として、所轄の米沢警察署とこれまでの協議の中においては交差点の右折レーンや隅切りの設置、冬期間における通行車両の安全確保、1車線の車道幅員の3メートルの確保などとなっております。用地買収や物件移転補償を行わないとこれらの課題を解決できない状況となっております。

そのような中で、ナセBA交差点から西に向かい、主要地方道米沢猪苗代線までの延長約140メートル区間については、比較的道路幅員が広いことから、用地買収を行わず、現道の道路幅員の中で歩道や自転車通行帯を確保しながら、対面通行ができるかどうか、一方通行解除の可能性も含めて、平成30年度から米沢警察署や地元商店街と協議を進めてまいりました。また、令和元年9月には山形県警察本部及び米沢警察署と一緒に現地見分を行いまして、警察当局の意見を踏まえた上で、令和2年1月に山形県公安委員会に一方通行解除について上申していただくよう米沢警察署に対しまして要望書を提出したところでです。

市といたしましては、まずはナセBA交差点から県道米沢猪苗代線までの区間について一方通行解除の実現に向けて今後も警察と協議を継続しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、元大沼デパート前交差点からナセBA交差点までの約180メートル区間につきましては、令和元年6月にアーケードが全て撤去され、周辺環境は以前と比べてさま変わりしましたが、この区間の一方通行解除については、米沢警察署より

示されている対面通行に必要な道路幅員、全幅で12メートルでございますが、確保する必要があるのに対し、ほとんどの区間で幅員確保ができていない状況となっております。この区間においては、現状の道路幅員を生かしての一方通行の規制解除は難しいものと考えてございます。

平和通りの一方通行規制解除に関しましては、今後も庁内の関係する部署とも連携しながら、検討を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

[森谷幸彦市民環境部長登壇]

○森谷幸彦市民環境部長 私からは、1の本市の一方通行規制についてのうち、(2)の既存一方通行区間に道路標識・標示を拡充し、安全の増進を図ってはどうかとの御質問と、3の有害鳥獣対策についてのうち、ツキノワグマによる人身被害や住宅地等での被害事例への対応についての御質問にお答えさせていただきます。

初めに1の(2)ですが、米沢警察署に道路標識の設置について相談したところ、通町地内における一方通行規制は山形県公安委員会により昭和49年から行われており、道路交通法に基づき道路標識が設置されているとのこととあります。

交通規制標識の設置場所や設置方法については、警察庁から各都道府県の警察の長に通達されている交通規制基準により適切に設置されていることから、既に道路標識が設置されている区間に追加の道路標識を設置することはないとの御返答でございました。ただし、宅地開発により昨年度開通した市道通町三丁目住宅線においては、新たに一方通行道路に接続する市道通町雲雀が丘線との交差点付近にはまだ一方通行規制の道路標識設置が完了しておらず、今後間もなく設置する予定であると米沢警察署よりお聞きしているところでございます。

本市といたしましては、通町地内の一方通行規

制が開始されてから40年以上が経過し、既に地域における認知も十分されているものと認識しているところですが、改めて現地確認を行いながら、適切な道路通行について米沢警察署等と協議してまいります。

また、逆走する車への対応につきましては、逆走の原因となる道路標識の見落としがないよう、米沢警察署をはじめ関係団体と連携しながら、交差点での確認をしっかりと行うよう、広報などによる注意喚起を図り、交通ルール遵守の徹底とともに交通安全意識の高揚に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3の有害鳥獣対策についての御質問に対し、ツキノワグマによる人身被害や住宅地等での被害事例への対応についてお答えさせていただきます。

なお、それ以外の猿、イノシシなどによる農作物被害への対応については産業部長からお答えさせていただきます。

初めに、近年の山形県内におけるツキノワグマによる人身被害については、平成22年の10件を最高に毎年数件程度発生しており、最近ではその発生場所もツキノワグマの生息域である山林に限らず、山林以外での被害も発生するなど、状況が変化してきております。

また、本市でのツキノワグマによる人身被害の件数は、平成22年、23年、24年、29年にそれぞれ1件ずつ発生し、また昨年と今年にもそれぞれ1件ずつ発生している状況でございます。

本来、熊は人を避ける動物と言われていますが、突発的に出会った場合には攻撃されるおそれがありますので、山林で被害に遭わないために、熊鈴やラジオなど音の出るものを携帯し、自分の存在を熊に知らせることや、目撃情報、出没情報のあったところにはできるだけ近づかないなど、熊と出会わないようにすることが有効な対策となることから、本市といたしましては広報よねざわなどにより広く市民に周知するとともに、目撃情

報があったときには、情報共有の上、警察による付近のパトロールなどによる警戒や、「やまがた110ネットワーク」と称する電子メール配信サービスにより情報を発信していただいているほか、現地確認の上、熊出没の注意喚起看板を設置するとともに、近隣の学校やコミュニティセンター、その他関係機関に電話、ファクス等によりお知らせしております。

次に、市街地や集落周辺で頻繁に熊が出没し、人的被害が発生するおそれがある場合の対応につきましては、猟友会関係者、県の鳥獣保護管理員と協議を行い、捕獲わなの設置などの対応を行うこともあり、状況に応じた対策を迅速に講じることで、被害発生未然防止に努めているところでございます。

さらに、人間の生息域に熊を近づけないことも重要な対策であることから、誘引物となる放置果樹、廃棄農作物や生ごみなどの除去、農耕地等への電気柵等の設置と管理、市街地への侵入経路や隠れ場所となるやぶの刈り払いなどの対策について、耕作されている方や地域住民に対し助言を行っております。

また、山形県では鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、ツキノワグマの地域個体群の安定的な維持を図りつつ、生息数を適正な水準に管理し、その行動域を適正な範囲に抑制し、人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図ることを目的として、山形県ツキノワグマ管理計画を定めており、本市もこの計画に従って猟友会など狩猟者団体に捕獲許可を行うなど、関係機関と連携しながら、計画的な管理を推進し、安全確保に努めているところであります。

今後も有効な被害防止対策の情報収集や研究に努めますとともに、市民への情報提供や県などの関係機関と連携した個体数管理を行うことにより、ツキノワグマ被害から市民を守り、市民が安心して生活できる地域づくりを推進してまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、2の地域公共交通計画策定と各種計画との整合性についてお答えいたします。

まず、(1)の各種計画間の整合性と進捗状況についてですが、本市の最上位計画である米沢市まちづくり総合計画につきましては、現在令和3年度から令和7年度までの後期基本計画の策定に取り組んでおりますが、その後期重点事業の原案の一つとしてコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの推進を挙げており、将来にわたって持続可能な都市を構築するため、地域公共交通と連携した密度の高いコンパクトなまちづくりに取り組みたいと考えております。

また、今年度策定予定の立地適正化計画においては、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを一層推進するため、基本的方針の一つとして「暮らしに密接する都市機能が確保された都市づくり」を挙げ、「保健・医療・福祉や子育て支援環境の充実など、地域での健康で快適な暮らしを支える、優れた居住環境の形成とともに、市街地内及び市街地と周辺地区を結ぶ公共交通の利便性を高めることにより、高齢者等を含めた多くの市民が、買い物や通院、公共施設利用などの都市機能サービスを楽しめる都市づくりを目指す」としております。

現在策定を進めている地域公共交通計画は、これら計画との整合性を図り、コンパクトな市街地内における公共交通機能とともに、市街地と周辺地区を結ぶ公共交通ネットワーク形成の姿を明らかにする公共交通のマスタープランとしての役割を果たすものであります。

地域公共交通計画策定の進捗状況についてありますが、計画策定の主体となる米沢市地域公共交通活性化協議会を6月18日に設立いたしました。この協議会は、市のほか公共交通事業者や

学識経験者、地域公共交通の利用者など21名の委員で組織され、地域公共交通計画の策定及び実施などに関する協議を行う目的で設置されたものであります。

また、8月上旬にはこの計画策定の現況調査などを委託する事業者が決まりましたので、現在、調査業務の詳細と実施スケジュールについて調整を進めているところであります。

今年度は、本市における公共交通の現状を把握、分析し、公共交通を取り巻く問題点の洗い出しと課題の抽出を行うため、市民アンケート調査、バスの乗降調査のほか、ワークショップなどを実施していくこととしております。

次に、(2)の公共交通利用者の要望は反映されているのかについてお答えいたします。

議員お述べのとおり、運転免許証を自主返納された高齢者などをはじめとするいわゆる交通弱者と言われる方々にとって、日常的な移動手段の確保は極めて重要な課題と言えます。この課題を解決するために、本市の公共交通の在り方を考え、施策を形にしていくことが地域公共交通計画の役割であります。

先ほど申し上げたとおり、地域公共交通計画策定の過程において各種調査を実施し、利用者のニーズを分析するとともに、今まで利用者の方からいただいた要望や提案についてもその必要性や妥当性を検証し、計画の施策に反映させていきたいというふうに考えております。

次に、(3)の自治会運営による事業への支援についてお答えいたします。

議員お述べの自治会による取組につきましては、以前議会でも紹介されたことのある吾妻町の買物タクシーのような取組を指しているのかなと存じますが、そのような取組につきましてはその町内が抱える課題を解決するための手段として、地域内協働で始められたすばらしい取組であるというふうに認識しております。

しかし、地域公共交通計画におきましては、市

全体における公共交通体系を構築するということが優先事項でございますので、現時点におきまして特定の地区や団体の取組に対する補助制度の創設といったことまでは想定していないところであります。

なお、地域の問題や課題を解決するため、市民と市が共に取り組む協働による事業を支援する制度として協働提案制度がございますので、様々な条件がございますけれども、そういった制度の活用も御検討いただきたいというふうに存じます。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、3の有害鳥獣対策について、猿とイノシシによる農作物被害への対応についてお答えいたします。

被害額につきましては、年々減少傾向にあるものの、近年はこれまでの猿による農作物被害に加え、イノシシの生息頭数の増加により、市内の広域で水田の畦畔や農道等の掘り起こし、稲の踏み倒しや食害が増えております。

有害鳥獣対策の基本となる考えは、これまでどおり一つの対策に特化することなく、花火などによる追い払いや電気柵などの設置による被害防除と、食物残渣や放置果樹等の誘引物の除去及び刈り払い等により動物の隠れ場所をなくす環境整備、そして捕獲による個体数管理の3項目を取組方針の柱として、総合的に対策を講じることとしております。

近年増加傾向にあるイノシシ捕獲の強化対策の一つとして、昨年8月にイノシシ捕獲用大型ICT囲いわなの実証実験を開始しており、結果として昨年度は捕獲できませんでしたが、原因等の検証を行い、今年度は別の場所に設置したところ、7月に親1頭、子供5頭の合わせて6頭を捕獲しております。

また、主に猿やイノシシの被害防除対策として

は、国の交付金を活用した広域電気柵の設置や、県と連携した市の事業として小規模な電気柵や侵入防止柵の設置及び捕獲用おりの購入等に対し補助金を交付する鳥獣害防除対策推進事業費補助金制度を設けております。この事業では、住宅の周囲の家庭菜園などに設置する電気柵なども対象とできることから、住宅への熊の侵入防止にも有効な場合もありますので、当該補助金の活用について広く市民に周知しているところです。

今後とも農作物にとどまらない人や建物等への被害の拡大も想定し、鳥獣害防除対策推進事業費の拡充の検討や、各地区の有害鳥獣対策協議会及び実施隊の方々と連携を図り、獣害に強い地域づくりを積極的に推進していきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 工藤正雄議員。

○14番(工藤正雄議員) ありがとうございます。壇上であまりにも丁寧な質問をし、丁寧な答弁をいただき、残り時間が少なくなってまいりました。単刀直入な2回目の質問をやっていきたいと思っております。

平和通りの一方通行解除、大体ナセBAから半分が可能性があり、あと東側のほうがいろいろ道路構造上の問題があるというふうなことで、そこを分離して一方通行が解除になった場合に、残りの部分の一方通行解除というのはなかなか難しくなるのではないかなと思っておりますが、やはりここは何とか粘って、全線というか、現在一方通行になっているところを全部解除できるようなことに進めてはどうかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 一度に全部の区間を一方通行解除というのは、先ほど答弁したように道路幅員の問題もあったり、様々な問題があって、一遍に全部の解除というのはなかなか難しいかなというふうに思っています。先ほどお話ししたよう

に、まずはナセBAから県道米沢猪苗代線まで道路幅員が広いものですから、そこを先にまずやらせていただきたいと思いますと考えてございます。

○鳥海隆太議長 工藤正雄議員。

○14番(工藤正雄議員) 幅員が一番問題かなとお聞きしましたが、あのぐらいの幅員で相互通行になっているところはあると思いますが、仮に課題解決になるようなことをする場合、その事業費というのは大体どのぐらいかかるものですか。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 今現在、総事業費は把握していないところでございますが、先ほどお話ししたようにナセBAから旧大沼デパート前までの区間に関しましては、やっぱり幅員が足りないものですから、用地買収、また移転補償費をお支払いしながらやっていかないとできないということですから、相当なお金がかかるというふうには見込んでおるところでございます。

○鳥海隆太議長 工藤正雄議員。

○14番(工藤正雄議員) お金がかかるということで、けどこういうふうな社会状況がいろいろと変わってきている、変化していると。米沢市の中心市街地活性化も達成されていないというふうな中で、本当に中心部が心筋梗塞になったような感じで、往来が自由にできないと。あそこが解除になれば、詰まったものが通りよく流れるようになれば、中心市街地活性化もできるのではないかなと。そして、東高、興譲小から真つすぐ駅に向かって車が通行できるとなれば、かなり変化も見られるのではないかなと。今現在、夜の飲食店街もなかなかぎわいを取り戻せなくているわけですが、そういうふうなきっかけからいろいろ活性化ができるのではないかなと思っておりますが、やはりなかなか両方の解除を目指すということは難しいということですかね。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 議員仰せのとおり、一度に320メートル、平和通り全てを解除するというの

はなかなか難しいかなというふうに思っています。繰り返しになりますが、まずは比較的道路の幅員が広いナセB Aから白布街道までを一日でも早く一方通行解除に向けた対策を行った後、交通量の状況とかを見ながら、その次の段階で旧大沼デパート前の路線につきましては検討していきたいと考えてございます。

○鳥海隆太議長 工藤正雄議員。

○14番(工藤正雄議員) 本当にまずは半分ずつ分けてというふうなことで、そういうふうな当局の考えですけれども、詰まっているものは半分残るということですから、その残りの解除に向けてもこれから御尽力を期待したいと思います。

あと、通町の一方通行ですが、延長は南進道路、北進道路、それぞれ1.5キロメートルぐらいあります。自分で測ったわけですが、その区間に丁字路、十字路が30か所あります。そのように数多い中での逆行、今でも逆行があると。自分が家にいた場合に、1台は逆行していく車を見るくらい逆行の車が多いと。そして、壇上でも申しましたが、一方通行が分からないで、普通のスピードで来ると。それが正面衝突した場合は大変な事故が起こるというふうな可能性があるわけです。そして、40年たっていると。一方通行規制になったときから、ずっと今でも逆行車があるわけですから、それに対して何とか、ここは一方通行でないという意識ですと進入する車があるわけですから、警察ではちゃんと規制の標識は立てていると。新たにできたところはまだ整備になっていないところもあると言いますが、それだけではやはり逆行は防げないということで、何とか分かりやすいように、交差点に車が来て一方通行に入るときに分かりやすいように、道路にこちらは通行可でこちらは通行できませんよというふうな矢印を引くとか、それとも交差点内をペイントで染めて、ここは何かあるなというふうな、ドライバーが意識できるような対応をしていただけないかなと思います。どうでしょうか、そのあたりの考えは。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 交差点部の矢印等に関しましては、道路管理者のほうで引くべきということで、私からお答えしたいと思います。

交差点のカラー化につきましては、全国的にも市内においても実施している箇所があります。交通安全とか速度抑制、交差点があるよという意味でカラー化をやっているということでございます。

今議員の御提案の例えば矢印を引いてその対策をとるということであれば、警察と協議をしながら、できるかどうか、数も多いものですから、現場を見ながら警察と協議をしてみたいというふうに考えてございます。

○鳥海隆太議長 工藤正雄議員

○14番(工藤正雄議員) 今まで40年たって、その表示があまり徹底されていなかったと。警察、公安委員会の規制だけに頼って、今までの交通安全は地域としての交通安全活動を活発にされてこられたから通町地区では大事故がなかったのではないかと、そう思います。地域の交通安全活動が活発だったということだと思います。これから徐々にでも、年次計画としてでも、これからも通町は一方通行解除にならないと思います。そういう中で少しでも違反者が少なくなるようにこれからも要望していきますので、よろしく願いいたします。

次に、地域公共交通計画策定。米沢市まちづくり総合計画が最上位で、それから立地適正化計画、あと現在策定中の計画もありますが、課題は共通していると思いますね。最初は米沢市総合計画の審議会で27年に答申されて、28年度から総合計画が実施されていると。そのときからもうちゃんと丁寧に審議会のほうで公共交通の利便性などを審議されているわけです。そして、また新たに現在策定中の計画でも委員を募って審議されるというふうなことで、その中で考えられることは多分同じだと思うんですね。その整合性ももちろ

んあると思いますが、やはり28年度から始まったときにはもう具体的に、そこからもう施策を執行するようなことをやればよかったのではないかなと思います。ただ策定していても、実効性がなければ、一歩踏み出さなければなかなかそのものは進まないのではないかなと。そのよしあしがだんだん判断できるのではないかなと思います。どうでしょうか。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 実効性のあるということが大事だと思いますので、今年度と来年度でマスタープランをつくるわけですから、それに基づいて直ちにできる事業についても優先してやらなければいけない事業についても考えていきたいというふうに思いますので、計画を策定してそれで終わりというふうにならないように、しっかり実効性のある事業に取り組んでいきたいと思えます。

○鳥海隆太議長 工藤正雄議員。

○14番(工藤正雄議員) 公共交通の件に関しては、一般質問期間中に相田議員とか成澤議員のほうからいろいろ提案のような施策が挙げられています。私は本当に市民の方がいかに困っているかと。難しいことでなく、本当に困っているんだということで、少しでも計画が実行できるようにという感じで、私の住んでいる通町町内の婦人部の方、ハナミズキ会とおっしゃっていましたが、60代から80代の10名の方が市民バス、公共路線の乗車体験をされています。去年の10月にやりましたと言っていました。その何人かの感想を読み上げたいと思います。「車を運転している。なかなか利用しません」、バスは利用しないということだね。「いずれ利用するとは思いますが、体験して大変よかったです」ということ。あと、「市内に向かうときはすぐ乗れるが、帰りは逆コースになって、ずっとバスに乗っていなければならなかった」とか、「通町は大所帯ですので、1丁目の方面から関根行きのバスが廃止になったため、

バスが通らなくて大変困っている」というふうなことであります。様々あるわけですが、提案として、「これからコミセンで市民バス代わりに、市民バスのところまで運用できないか」というふうな、様々感想を述べられています。こういう声が一番大事なことだと思います。それをどういうふうな方策で解決していくかというのが皆様方の腕の見せどころだと思います。本当に先ほど言ったときにこの計画には協働のまちづくりとして取り上げる部分があると、そういうところで対応されると言いましたが、その対応されるような、こういうふうな市民の方が困っていることをどう考えますか。市民の方が困っていることをとにかく吸い上げてもらうためには。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 市民の方、また利用されている方、今後利用されるかもしれない方、そういった方々のニーズをしっかりと把握するために、やはりアンケート調査、あるいは地域の中でのワークショップとか、そういったところでいろんな声を聞いていくということが大事だなとも思っております。あとは、あったら便利だなというふうな思いは多分される方が多いんですが、実際には乗らないという方もいらっしゃると思いますので、そういった方に乗っていただくにはどういう仕組みづくりをしていったらいいのかということも考えていって、しっかり持続可能なバスシステム、あるいは公共交通システムを考えていきたいなと思っております。

○鳥海隆太議長 工藤正雄議員。

○14番(工藤正雄議員) あと、大項目2の(3)の自治会で様々な独自の事業をされていると。自分で考えて事業をやっておられると。これから高齢化で人口減少、そして様々苦しいというか、そういうふうな状況下でやっていかなければならないときに、やはり米沢市の協働のまちづくりというふうなことに、市民と一緒に計画をつくっていくということで、そのきっかけとなるように、

自治会で考えたことを何かに組み入れて、こういう事業をすればこういう支援ができますよと、自治会の持っている悩みは共通でしょうから、市民の意識が向上するように、市民が考えたことを計画に取り入れるように、うまくできないものかなと思いますが、どうでしょうか、これは。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 そういったところがまさに地域の中で行うワークショップというふうなことで、住民の方々からのアイデアなんかを市と一緒に考えて、それでよりよいシステムにしていくということが大事だろうなと思っておりますので、そういった声を多くもらう機会をつくれるように、計画策定の中で取り組んでいきたいなと思っております。

○鳥海隆太議長 工藤正雄議員。

○14番(工藤正雄議員) よい話をどんどん取り上げて、それをさっきから言っていますように実行するように、一步踏み出すように、本当によしあしを考える、よくなるんだということを信じて進むべきだと思います。

これからもこの問題はなかなか解決できるような問題ではございませんが、しっかりと御尽力のほうお願いしたいなと思います。

最後になりましたが、熊被害で、山上で大げさに言えば家を壊されたということで、人身被害はなかったからよかったと思いますが、こういう場合、被害に遭ったとき、御自身が復旧をなされたということですから、復旧費とか、そしてその環境は住宅だけで農作物を作っていないというふうな中で、補助を受けるにはどのようにすればいいかと。どうでしょうか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 まず補償に関してですが、野生生物により発生した損害、建物被害につきましては、必ずしも行政の責任を問われるものではないというふうなことから、損害補償を行うことは考えていないところでございます。

○鳥海隆太議長 以上で14番工藤正雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時01分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

日程第2 議第74号事業用定期借地権設定契約に基づく権利の放棄及び和解について外3件

○鳥海隆太議長 日程第2、議第74号事業用定期借地権設定契約に基づく権利の放棄及び和解についてから日程第5、議第77号令和2年度米沢市一般会計補正予算(第9号)までの議案4件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を求めます。中川市長。

[中川 勝市長登壇]

○中川 勝市長 ただいま上程になりました議第74号から議第77号までの4案件について説明いたします。

初めに、議第74号事業用定期借地権設定契約に基づく権利の放棄及び和解について説明いたします。

本案は、事業用定期借地権設定契約に基づく権利を放棄し、及び和解するため、提案するものであります。

次に、議第75号市有財産(新庁舎執務室用事務機一式)の取得について説明いたします。

本案は、新庁舎で使用する執務室用の事務機一

式を新たに購入するため、提案するものであります。

契約につきましては、指名競争入札による物品購入契約とし、3業者による入札を行った結果、米沢市金池8丁目3番11号、有限会社羽生、取締役安部弘行が3,828万円で落札し、仮契約を締結いたしましたので、本契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

次に、議第76号市有財産（米沢市立小中学校情報端末）の取得について説明いたします。

本案は、国が推進するGIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒一人一人が情報端末を1台ずつ使用することができるよう、米沢市立小中学校に配置する情報端末5,738台を新たに購入するため、提案するものであります。

契約につきましては、指名競争入札による物品購入契約とし、2業者による入札を行った結果、米沢市金池8丁目3番11号、株式会社メコム米沢支店、支店長佐久間信也が2億8,325万円で落札し、仮契約を締結いたしましたので、本契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

次に、議第77号の補正予算案件について説明いたします。

議第77号令和2年度米沢市一般会計補正予算（第9号）は、令和2年7月の大雨による農業用施設災害復旧事業費など緊急に補正を必要とする事業費として4,417万9,000円を増額補正しようとするものであり、この結果、補正前と合わせた一般会計の予算総額は535億7,116万1,000円となります。

これらに伴う財源といたしましては、特定財源として県支出金や地方債を増額補正するほか、一般財源として財政調整基金繰入金を増額補正しようとするものであります。

以上、提案いたしました各議案につきまして、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い

申し上げます、提案理由の説明といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの市長説明に対し、総括質疑を許可いたします。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 なければ、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、会議規則第37条第1項の規定により、配付しております議案付託表（追加）のとおり、所管の委員会に付託いたします。

所管の委員会は会議日程により慎重審査の上、来る9月30日の本会議にその結果を御報告願います。

.....

散 会

○鳥海隆太議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時07分 散 会